平成２８年（フ）第３３５号
大阪府泉南市樽井２丁目20番38号一103号、前住所大阪府阪南市下出262番の36
債務者　福岡　健二
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
大阪府岸和田市八幡町17番17号
債務者　浅野鉄筋工業こと　浅野　和男
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
大阪府泉大津市森町２丁目17番３号ラフォーレ泉103号
債務者　西森　宏一
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地　鶴原中央住宅４一102
債務者　佐藤　紀昭
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５１号
大阪府貝塚市脇浜２丁目13番８一203号、前住所大阪府貝塚市二色３丁目21番12号
債務者　金澤　由紀（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５６号
大阪府泉南市信達大苗代484番地301号
債務者　福森あおい
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
大阪府阪南市箱作1463番地の16
債務者　三好　郁子
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
大阪府岸和田市加守町４丁目23番23一402号
債務者　駒井　和美
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
大阪府泉南市樽井８丁目14番11一303号、前住所大阪府泉南市樽井７丁目13番32一211号
債務者　髙寺　未央（旧姓二神）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７５号
大阪府岸和田市田治米町250番地22号棟405号森田方、住民票上の住所大阪府高石市西取石７丁目２番５号
債務者　中川　裕也
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
大阪府泉南市鳴滝１丁目14番16号
債務者　玉置　清仁
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
大阪府和泉市観音寺町87番地の４
債務者　金本こと　韓　　貞順
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２４１号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目１番15号　月寒東ハイツ201号
債務者　石橋ひとみ
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３２７号
札幌市東区東雁来10条２丁目１番10一103号
債務者　佐々木大輔
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３７９号
北海道江別市野幌町80番地の11　コミュニティ舘２一C
債務者　榎本　理恵
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８７号
札幌市厚別区厚別西１条２丁目３番８号　レジデンス厚別103号
債務者　大谷　知香
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１３号
札幌市北区北７条西10丁目１番地１　アバガーデンパレスD棟320号
債務者　原島　清美
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部